

鳥取労働局発表

令和4年10月5日

担	雇用環境・均等室 室長 齋木 和紀
当	監理官 田中 裕一 電話 0857-29-1709

### 「鳥取働き方改革推進キャンペーン2022」について

「鳥取働き方改革推進会議」※では、働き方改革の気運の醸成及び支援策の周知等を図ることを目的とし、本年度、11月を重点期間としてキャンペーンを実施します。

働く方の個々の能力を十分に発揮し、活力ある職場となるよう、労使ともに働きやすい職場環境の整備について考える機会にしていいただければと思います。

キャンペーンでは下記取組を行います。

#### 1 働き方改革関連セミナーの実施

鳥取労働局、鳥取県及び働き方改革サポートオフィス鳥取によるセミナー（ハラスメント対策セミナー、改正育児・介護休業法セミナー、働き方改革関連セミナー等）を実施します。

#### 2 有給休暇取得推奨デー（11/4）並びに週休日及び祝日（11/3及び11/23）等と組み合わせたノー残業デーの勧奨

ポスター及びリーフレット（別添）等により広く周知・広報を行います。

#### 3 参加宣言企業の募集・公表

キャンペーン期間中に有給休暇取得推奨デー等の休暇取得促進やノー残業デーの設定及び働き方改革に向けた独自取組み等の実施へ賛同する企業を募集し、鳥取県電子申請システムで参加宣言（登録）していただくとともに、宣言企業の取組み内容及びメッセージを「とりネット」へ掲載します。

#### 4 特別相談等の実施

鳥取労働局（監督署・ハローワーク）、働き方改革サポートオフィス鳥取、鳥取県中小企業労働相談所みなくる及び鳥取県よろず支援拠点での特別相談・支援等の実施

鳥取働き方改革推進キャンペーン2022 特設ホームページ

[https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage\\_01375.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01375.html)



※ 「鳥取働き方改革推進会議」は鳥取労働局（局長 やまもとこうじ 山本浩司）、鳥取県を始め関係行政機関、関係団体等を構成員とし、鳥取県内における働き方改革に向けた取組についての意見交換、相互の連携等を目的として平成28年に設けられました。

<添付資料> キャンペーンリーフレット

自主点検票（「働き方改革の対応はお済ですか？今すぐチェックを！」）



11月は鳥取働き方改革推進キャンペーン月間です。

# 年次有給休暇を活用して 家族の時間をつくる

年次有給休暇取得推奨月

11月4日(金)  
です!

祝日(11月3日文化の日)と  
土日の間で、連休の  
チャンス!

年次有給休暇を取得して、家族と過ごしたり、  
地域の活動に参加したり、新しい働き方・休み方をはじめましょう。



大山の紅葉



倉吉白壁土蔵群



三徳山三佛寺投入堂



松葉ガニ



鳥取砂丘

鳥取県マスコットキャラクター「トリピー」

協力:鳥取働き方改革推進会議

厚生労働省 | 鳥取労働局 | 労働基準監督署 | 鳥取県

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

●お問合せ  
鳥取労働局雇用環境・均等室  
☎ 0857-29-1701



## キャンペーン関連イベントは 働き方改革特設サイト(鳥取労働局)から チェック!!

「鳥取働き方改革推進キャンペーン2022」の期間中は鳥取働き方改革推進会議の協力により関係機関で働き方改革に関連する相談・セミナー等、様々なイベントを予定しています。誰もが働きやすく能力が発揮できる環境整備に向け、さらに、働き方改革を進めましょう。

[https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage\\_01375.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01375.html)



## キャンペーン参加宣言企業を 募集中です

鳥取県では、キャンペーン期間中に有給休暇取得推奨デー等の休暇取得促進やノー残業デーの設定及び働き方改革に向けた独自取組み等の実施へ賛同する企業を募集しています。参加宣言企業の取組み内容及びメッセージはとりネットへ掲載されます。詳しくは下記URLよりご確認ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/hataraki-campaign2022/>



# 年次有給休暇を活用して 新しい暮らしをはじめませんか!

**Point 1** 季節のイベントを楽しむ

**Point 2** 歴史や文化に触れる

**Point 3** 旬の味覚を満喫

**Point 4** 日々の疲れをリフレッシュ!

### 年次有給休暇の「計画的付与制度」を 活用しましょう!

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

## ① 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

【例1】年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

【例2】年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

## ② 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

## 「働き方改革」の対応はお済みですか？今すぐチェックを！

作成：鳥取働き方改革推進会議

### 労働時間 法制への 対応

Q 残業する場合、「36協定」を結んでいますか？

- はい  
 いいえ -----> 裏面1へ

Q 時間外労働の上限の時間をご存じですか？

- はい  
 いいえ -----> 裏面1へ

Q タイムカード・ICカード等で労働時間管理を行っていますか？

- はい  
 いいえ -----> 裏面2へ

### 有給休暇 の確実な 取得

Q 年5日の確実な有給休暇の取得についてご存じですか？

- はい  
 いいえ -----> 裏面3へ

Q 有給休暇管理簿を作成していますか？

- はい  
 いいえ -----> 裏面4へ

### 職場に おける ハラスメント 対策

Q 「セクハラ、マタハラ、パワハラなどを行ってはならない」ことについて、労働者全員に周知・啓発していますか？

- はい  
 いいえ -----> 裏面5へ

Q セクハラ、マタハラ、パワハラなどの相談窓口を定め、周知していますか？

- はい  
 いいえ -----> 裏面5へ

### 同一労働 同一賃金

Q 非正規雇用労働者（パート、契約社員など）は、いますか？

- はい -----> 次のQへ  
 いいえ  
→チェック終了です

Q 正社員と非正規雇用労働者の待遇に違いはありますか？

- はい -----> 次のQへ  
 いいえ  
→チェック終了です

Q 待遇の違いが、働き方や役割の違いに応じたものであると説明できますか？

- はい  
 いいえ -----> 裏面6へ

Q 待遇の違いについて労働者に説明できるよう、整理していますか？

- はい  
 いいえ -----> 裏面6へ

Q 新型コロナウイルスに対応するための休暇や手当などを設ける場合、非正規雇用労働者も対象としていますか？

- はい  
 いいえ -----> 裏面6へ

詳しくは…

鳥取労働局HP内



働き方改革関係

ご相談は…

[鳥取労働局 雇用環境・均等室]  
☎ 0857-29-1709

[働き方改革サポートオフィス鳥取]  
☎ 0800-200-3295

## 1 時間外労働の上限規制

- 時間外・休日労働をさせるためには、時間外・休日労働協定（36協定）の締結及び労働基準監督署への届出が必要です。時間外労働の原則となる上限時間は、**1か月45時間・1年360時間**です。（対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制による場合の上限は、1か月42時間・1年320時間です。）
- 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも
  - ・年720時間以内（時間外労働のみ）
  - ・単月100時間未満（時間外労働＋休日労働）
  - ・2～6か月平均で月80時間以内（時間外労働＋休日労働）
 を守らなければなりません。また、原則である**月45時間を超えることができるのは年間6回まで**です。大企業については2019年4月1日から、中小企業は2020年4月1日から施行されました。

## 2 労働時間の状況を客観的に把握するよう企業に義務付け

- 健康管理の観点から、使用者は全ての労働者（裁量労働制が適用される人や営業職、管理監督者も含む）の労働時間の状況を、客観的な方法（タイムカード・ICカード等）その他適切な方法で把握し、3年間保存しなければなりません。

## 3 年5日の年次有給休暇の確実な取得

- 労働者（パート・アルバイト等すべての労働者が対象）が雇入れの日から6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上を出勤した場合には、使用者は法定の年次有給休暇を与えなければなりません。
- 年次有給休暇が年間に10日以上付与される労働者について、**年5日の年次有給休暇を時季を指定して取得**させることが、2019年4月から使用者に義務付けられました。
- 自ら請求・取得している労働者、計画年休等で年5日以上取得している労働者を除き、使用者は取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければなりません。



パートタイム・有期雇用労働法キャラクター「ハゆう」ちゃん

## 4 年次有給休暇管理簿の作成

- 使用者は、労働者（パート・アルバイト等すべての労働者が対象）ごとに年次有給休暇管理簿（取得時季・日数及び基準日を明らかにしたもの）を作成し、3年間保存しなければなりません。

## 5 職場におけるハラスメント対策について

- セクハラ・マタハラなどのハラスメントに加えて、職場におけるパワーハラスメント（職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの）対策が事業主の義務になりました。
- 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発、相談（苦情を含む）に応じ適切に対応するために必要な体制の整備、職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応、併せて講ずべき措置（プライバシー保護、不利益取扱いの禁止）等、必ず講じなければなりません（大企業は2020年6月1日から、中小企業は2022年4月1日から施行）

## 6 パートタイム・有期雇用労働法により正社員と非正規社員（短時間・有期雇用労働者）の間の不合理な待遇差を禁止

- 同一企業内の正社員と非正規雇用労働者の間で、基本給、賞与等あらゆる待遇について不合理な差を設けることが禁止され、2021年4月1日に全面施行されました。
- コロナ影響下においても、非正規雇用労働者という理由のみで正社員との間に休業手当に差を設けたり、休暇や手当の対象外とすることは、法違反になる可能性があります。
- 厚生労働省では、事業主の皆様に取り組んでいただきたい手順をまとめた「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」を作成しています。この手順書の内容に沿って、自社の待遇についての点検をお願いします。

